

災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における人命救助に万全を期するため、災害時に必要な医薬品、防疫用薬剤及び衛生材料等（以下「災害時医薬品等」という。）を備蓄するとともに、その円滑な供給を図るため必要な事項を定めるものとする。

(災害時医薬品等の備蓄等)

第2条 県は、地域防災計画の被害想定等に合わせ、必要となる災害時医薬品等を徳島県医薬品卸業協会（以下「卸業協会」という。）及び災害拠点病院等医療機関等の協力を得て備蓄するものとする。

2 前項に基づき備蓄する災害時医薬品等の備蓄場所等は、次のとおりとする。

(1) 備蓄場所（別紙1）

ア 医薬品

卸業協会の各会員営業所（5か所）
災害拠点病院等医療機関（12か所）

イ 防疫用薬剤及び衛生材料

徳島県保健所（6か所）
鳴門総合サービスセンター
小松島県民サービスセンター
一般社団法人徳島県薬剤師会

(2) 種類及び備蓄量

別紙2に定めるとおりとする。

(指定備蓄者)

第3条 県は、備蓄場所ごとに災害時医薬品等を備蓄する者（以下「指定備蓄者」という。）を指定し、保管管理を依頼するものとする。

2 指定備蓄者は、その管理責任者を定め、災害時医薬品等を適切に保管管理するものとする。

(保管管理)

第4条 災害拠点病院等医療機関の指定備蓄者は、医薬品を良好な状態で、かつ、可能な限りランニング備蓄で保管管理するものとする。

2 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は、医薬品を流通在庫を活用する流通備蓄により保管管理するものとする。

(供給要請等)

第5条 県は、災害等の発生に際し、医薬品の供給の必要があると認められるとき、又は市町村、関係医療機関等からの要請があったときは、災害時医薬品等供給要請書（様式一）により卸業協会に対し、供給の要請を行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合等においては、口頭により要請できるものとする。

2 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は、速やかに県が指定する場所に医薬品を供給しなければならない。ただし、道路閉鎖等の理由により、県が指定する場所に供給

することが困難なときは，これを県に依頼することができる。

3 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は，医薬品を供給したときは，災害時医薬品等供給報告書（様式二）を，速やかに卸業協会を経由して知事に提出するものとする。

（災害時医薬品等の代価の支払）

第6条 供給を受けた災害時医薬品等の代価の支払については，原則として，供給を要請した県，市町村又は関係医療機関が負担するものとする。

（流通備蓄状況報告）

第7条 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は，毎年3月31日現在及び9月30日現在における流通備蓄医薬品の備蓄状況について災害時医薬品等備蓄状況報告書（様式三）を知事と卸業協会に提出するものとする。

（備蓄状況の調査）

第8条 県は，必要に応じて指定備蓄者の備蓄状況を調査できるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成8年10月1日から適用する。

この要綱は，平成14年6月6日から適用する。

この要綱は，平成19年8月29日から適用する。

この要綱は，平成20年8月20日から適用する。

この要綱は，平成29年4月20日から適用する。

この要綱は，令和2年4月1日から適用する。

この要綱は，令和2年9月14日から適用する。

この要綱は，令和5年10月1日から適用する。

- ①「病院，市町村等要請者→徳島県知事」
②「徳島県知事→徳島県医薬品卸業協会会長，医薬品卸売販売業者，徳島県薬剤師会長」
③「徳島県薬剤師会長→薬局」
(様式一)

年 月 日

殿

所在地
要請者 名称
電話番号
担当者氏名

災害時医薬品等供給要請書

次のとおり医薬品等の供給を要請します。

1 納入先

2 供給要請医薬品等

(1) 県備蓄医薬品等 (別添も可)

品目	規格	数量	備考

(2) 通常発注医薬品等 (別添も可)

品目	規格	数量	備考

(注) 納入先の案内図を添付すること。

供給：「医薬品卸売販売業者→徳島県知事，徳島県医薬品卸業協会長」，
「薬局→徳島県知事，徳島県薬剤師会長」
受領：「病院，市町村等要請者→徳島県知事」
(様式二)

年 月 日

殿

所在地
名 称
責任者名

災害時医薬品等（供給・受領）報告書

※供給又は受領いずれかを○で囲む

次のとおり災害医薬品等の（供給・受領）について報告します。

- 1 納 入 先
- 2 （供給・受領）年月日若しくは期間
- 3 供給要請医薬品等（別添も可）
 - (1) 県備蓄医薬品等

品 目	規 格	数 量	備 考

(2) 通常発注医薬品等

品 目	規 格	数 量	備 考

「指定備蓄者（医薬品卸売販売業者）→徳島県知事，徳島県卸業協会長」
（様式三）

年 月 日

徳島県知事 殿
徳島県医薬品卸業協会 会長 殿

所在地
保管者 名称
責任者名

災害時医薬品等備蓄状況報告書

災害時医薬品等の備蓄状況は 年 月 日現在，次のとおりです。
（別添も可）

備蓄場所

品 目	規 格	数 量	備 考

- ①「病院，市町村等要請者→徳島県知事」
 - ②「徳島県知事→徳島県医薬品卸業協会長，医薬品卸売販売業者，徳島県薬剤師会長」
 - ③「徳島県薬剤師会長→薬局」
- (様式一)

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地 ○○市○○町○○
要請者 名称 ○○市役所○○部○○課
電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

災害時医薬品等供給要請書

<<記入例>>

災害時において被災者の救助のため，次のとおり医薬品等の供給を要請します。

1 納入先
○○市役所

2 供給要請医薬品等 (別添も可)
(1) 県備蓄医薬品等

品 目	規 格	数 量	備 考
ベンザルコニウム塩化物消毒液10%	500mL	○○本	

(2) 通常発注医薬品等 (別添も可)

品 目	規 格	数 量	備 考

(注) 納入先の案内図を添付すること。

供給：「医薬品卸売販売業者→徳島県知事，徳島県医薬品卸業協会長」

「薬局→徳島県知事，徳島県薬剤師会長」

受領：「病院，市町村等要請者→徳島県知事」

(様式二)

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地 ○○市○○町○○

要請者 名称 ○○市役所○○部○○課

電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

災害時医薬品等（供給・受領）報告書

※供給又は受領いずれかを○で囲む

<<記入例>>

次のとおり災害医薬品等の（供給・受領）について報告します。

1 納入先

○○市役所

2（供給・受領）年月日若しくは期間

○年○月○日

3 供給要請医薬品等（別添も可）

（1）県備蓄医薬品等

品目	規格	数量	備考
ベンザルコニウム塩化物消毒液10%	500mL	○○本	

（2）通常発注医薬品等

品目	規格	数量	備考

災害時医薬品等 備蓄場所一覧

1 医薬品

・卸売販売業(5か所)

①	株式会社アステイス 徳島営業部
②	四国アルフレッサ株式会社 徳島営業部
③	株式会社よんやく 徳島営業部
④	株式会社幸耀 徳島営業部
⑤	株式会社よんやく 徳島西部支店

・医療機関(12か所)

①	徳島県立中央病院
②	地方独立行政法人徳島県鳴門病院
③	徳島大学病院
④	徳島市民病院
⑤	徳島県厚生農業協同組合連合会吉野川医療センター
⑥	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南医療センター
⑦	徳島県立三好病院
⑧	つるぎ町立半田病院
⑨	美波町国民健康保険美波病院
⑩	徳島県立海部病院
⑪	海陽町立海南病院
⑫	日本赤十字社徳島赤十字病院

2 防疫用薬剤, 衛生材料

・保健所等(9か所)

①	徳島保健所
②	鳴門総合サービスセンター
③	小松島県民サービスセンター
④	阿南保健所
⑤	美波保健所
⑥	吉野川保健所
⑦	美馬保健所
⑧	三好保健所
⑨	一般社団法人徳島県薬剤師会

災害時医薬品等 種類及び備蓄量一覧

1 医薬品

備蓄量は初動期医薬品を計10,000人分、慢性期医薬品を計10,000人分とする。

※備蓄場所毎の品目及び数量は、

別途「災害時医薬品等備蓄供給実施要綱第2条第2項に基づく備蓄品目リスト」に定めるものとする。

ア 初動期(計10,000人分)

種 別	剤 形
輸液製剤	注射剤
抗生剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
抗インフルエンザ薬	吸入用剤
糖尿病用剤	注射剤
解熱鎮痛消炎剤	注射剤
	坐剤(小児用等)
	シロップ剤(小児用等)
	細粒剤(小児用等)
	錠剤・カプセル剤
鎮痛剤	注射剤
抗不整脈剤	錠剤・カプセル剤
	注射剤
利尿剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
血管拡張剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
	貼付剤
	舌下錠
強心剤	注射剤
止血剤	注射剤
ホルモン剤	注射剤
抗アレルギー剤	注射剤
鎮咳剤	シロップ剤
消化管用剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
	坐剤
止瀉剤・整腸剤	錠剤・カプセル剤
	散剤
下剤	錠剤・カプセル剤
抗てんかん剤	注射剤
	坐剤(小児用等)
	錠剤・カプセル剤
鎮静剤・精神神経剤	注射
	錠剤・カプセル剤
総合感冒剤	顆粒剤・細粒剤
	錠剤・カプセル剤
ビタミン剤	錠剤・カプセル剤
昇圧剤	注射剤
局所麻酔薬	スプレー剤
	液剤
副交感神経抑制剤	注射剤
外用剤	軟膏剤
	抗生物質軟膏剤
眼科用剤	点眼剤
含嗽剤	—
殺菌・消毒剤	—
医療用品	シリンジ
	注射針
	輸液セット

イ 慢性期(計10,000人分)

種 別	剤 形
糖尿病用剤	錠剤・カプセル剤
降圧剤	錠剤・カプセル剤
抗血栓剤・抗凝固剤	錠剤・カプセル剤
ホルモン剤	錠剤・カプセル剤
抗アレルギー剤	錠剤・カプセル剤
鎮咳剤・去痰剤	錠剤・カプセル剤
	シロップ剤
消化管用剤	錠剤・カプセル剤
喘息・気管支拡張剤	錠剤・カプセル剤
	貼付剤
	吸入用剤
解熱鎮痛消炎剤	湿布・パップ剤
頻尿治療薬	錠剤・カプセル剤
中枢性制吐・鎮暈剤	錠剤・カプセル剤
カリウム吸着剤	経口用ゼリー剤
外用剤	口腔内用軟膏剤
眼科用剤	点眼剤

2 防疫用薬剤

備蓄量は計11,000人分とする。

品 名	規 格
塩化ベンザルコニウム (逆性石鹼液)	10% 500mL/本

3 衛生材料

備蓄量は計5,500人分とする。

品 名	規 格
ガーゼ	10m
	300枚
脱脂綿	100g
	500g
伸縮包帯	62mm×4m
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚
三角巾	90mm×90mm×130cm
骨折セット	約20人分/セット
弾性包帯	10巻/箱(3種)
伸縮包帯	10巻/箱(3種)
頸椎固定用装具	3種
指固定装具	スタンダード
	フィンガー
固定用装具	6巻/包(腕用)
	6巻/包(指用)
テープ	12巻/箱(25mm)
	6巻/箱(50mm)
外科ハサミ	—